

社会保険

# ひょうご

2012

7

July

発行／一般財団法人兵庫県社会保険協会 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4丁目9-26 TEL(078)393-0211

\*当協会は、会費で運営されています。国等からの補助金等は一切受けておりません。

- 特集**
- 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？
  - 国民年金第3号被保険者制度について
  - 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？
  - 国民健康保険等の手続きには証明書等の提出が必要です
  - 被扶養者状況リストの提出はお済みですか？
  - 社会保険実務講習会・社会保険ボウリング大会参加者募集中!



(南あわじ市 大鳴門橋)

協会とあなたを結ぶ「社会保険ひょうご」をみなさんに回覧しましょう

(一財)兵庫県社会保険協会  
のホームページ



<http://www.hyougo-shahokyo.or.jp/>

ご家族に国民年金第1号被保険者がいらっしゃる方へ

# 国民年金保険料の免除制度をご存じですか？

## 全額免除制度

保険料の全額(月額 14,980 円)が免除されます。

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が 1/2 として計算されます。

### ●全額免除となる所得のめやす

前年所得が【(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円】の計算式で計算した金額の範囲内であること  
※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

### 〈特例免除〉

特例免除は退職(失業)された方の所得を除外して審査をします。  
通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職(失業)された方の所得は審査の対象から除かれます。手続きには、雇用保険受給資格者証の写しなど失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要となります。  
詳細は、最寄りの年金事務所・市(区)町村担当窓口までお問い合わせください。

## 一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部納付は3種類です。一部納付の納付額と年金額は以下のとおりです。

- ・1/4 納付( 3,750 円を納付) → 年金額は 5/8
- ・半額納付( 7,490 円を納付) → 年金額は 6/8
- ・3/4 納付(11,240 円を納付) → 年金額は 7/8

### ●一部納付となる所得のめやす

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ・1/4 納付 → 78 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額納付 → 118 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・3/4 納付 → 158 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。

### 〈ご注意ください!!〉

一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じとなるため、将来の老齢基礎年金額に反映されず、また障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 国民年金第3号被保険者制度について

日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の人は国民年金に加入することが義務付けられています。国民年金の被保険者は次の三つに分かれます。

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 第1号被保険者 | 自営業者・学生などで日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方 |
| 第2号被保険者 | 厚生年金保険や共済組合の加入者で65歳未満の方          |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方  |

今回は第3号被保険者にかかる届出について説明します。



経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。また、退職(失業)による特例免除もあります。

## 若年者納付猶予制度

保険料の全額(月額 14,980 円)が猶予されます。

若年者納付猶予制度とは、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳台)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、世帯主の所得により全額免除に該当しない20歳台の方が申請できる制度です。

ただし、若年者納付猶予制度を受けた期間は、追納しない限り将来受ける年金額に反映されません。(受給資格期間には算入されます。)

### ●若年者納付猶予となる所得のめやす

所得基準の計算方法は全額免除制度の場合と同じですが、世帯主の所得は審査から除かれます。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

### 申請は・・・

お住まいの市(区)町村役場(国民年金担当窓口)またはお近くの年金事務所です。平成24年度(平成24年7月～平成25年6月)の申請は平成24年7月から受付を開始しております。

※平成23年度(平成23年7月～平成24年6月)の申請は、平成24年7月31日までです。

申請をご希望の方は期限内の手続きをお願いいたします。

### 保険料の追納について

保険料の全額免除や一部納付の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。(若年者納付猶予制度については、年金額に反映されません。)

そこで、これらの期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができるようになっていきます。(保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。)

詳細は最寄りの年金事務所・市(区)町村担当窓口までお問い合わせください。

## Q：どんな時に届出が必要か？

○お届けは原則として配偶者(第2号被保険者)の勤務する事業主が提出することになっています。

### A1：第3号被保険者になるとき

- ①結婚して夫(妻)の扶養に入る時
- ②退職して夫(妻)の扶養に入る時\*
- ③収入が減少し夫(妻)の扶養に入れるようになった時
- ④就職した夫(妻)の扶養に入る時
- ⑤扶養に入っていた妻(夫)が20歳になった時

こんなときはご注意ください。

※退職(第2号被保険者の資格喪失)後、しばらくしてから配偶者に扶養されるようになった。

(例)結婚の準備のために早めに退職し、しばらくしてから入籍して扶養されるようになった。

→このような場合、退職した時点で、国民年金第1号被保険者の手続きをし、その後、配偶者に扶養されるようになった時点で、第3号被保険者のお届けをしていただくことになります。

### A2：第3号被保険者の住所が変わったとき

### A3：第3号被保険者でなくなる時

- ①第3号被保険者の方が就職(厚生年金・共済年金に加入)した時

就職先から被保険者取得届が提出されますので届出は、不要です。

- ②収入増加等で扶養から外れた時
- ③配偶者が退職(第2号被保険者の資格を喪失)した時
- ④離婚した時
- ⑤第2号被保険者である配偶者が65歳を迎えた時

第3号被保険者から第1号被保険者となりますので、お近くの市(区)町村役場でご本人が種別変更の手続きを行ってください。

# 「算定基礎届」の提出はもうお済みですか？



健康保険・厚生年金保険では、毎年7月1日現在において在職している被保険者一人ひとりに対して、4・5・6月の3か月中に支払った報酬を「算定基礎届」により届け出すことになっています。

年金事務所では、この届け出にもとづいて被保険者の標準報酬月額を決定し、原則として、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

このように「算定基礎届」は被保険者にとってはもちろんのこと、事業主にとっても重要なものですから、届け出が遅れたり、誤った届け出をしますと標準報酬月額の決定に支障をきたすばかりでなく、被保険者の利益にも影響をおよぼすことにもなります。

「算定基礎届」の届け出は、本年は7月10日まで（提出日が指定されている事業所はその日）と定められていますが、なんらかの事情で期日までに提出されていないときは、届出用紙を送付させていただいた際に同封（提出日が指定されている事業所は除く）していた封筒を使用して、日本年金機構兵庫事務センター 宛に至急提出をお願いします。

「算定基礎届」の届け出にあたっては、記入もれの被保険者がいないか、報酬の記入誤りがないかなど十分点検し、6月に年金事務所から送付されている「算定基礎届総括表」にも必要事項を記入のうえ、あわせて提出してください。

くわしくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

## お詫びと訂正

6月14日(木)から6月21日(木)にかけて実施しました「算定基礎届事務説明会」において資料として配布させていただいた平成24年度版「社会保険の事務手続」の記述内容に間違いがありました。

お詫びして、下記のとおり訂正させていただきます。

記

29ページ **Ⅱ保険料と被保険者期間** 下段見出し(白抜き文字)

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| 誤 | 入社した日から退職日の前月まで               |
| 正 | 資格取得日(42頁)の月から資格喪失日(50頁)の前月まで |

※32頁「資格取得・喪失月の保険料」もご参照ください。

52ページ 下段囲み「**在職老齢年金受給権者の退職後継続再雇用**」

|   |   |
|---|---|
| 誤 | これにより、再雇用後の給与にもとづき標準報酬月額資格取得時決定が行われ、 <u>在職老齢年金の支給停止額や保険料額等は、再雇用月から再雇用後の給与に応じた額に変更されます。</u>        |
| 正 | これにより、再雇用後の給与にもとづき標準報酬月額資格取得時決定が行われ、 <u>保険料額は再雇用月から、在職老齢年金の支給停止額は再雇用月の翌月から、再雇用後の給与に応じた額となります。</u> |

## 被扶養者状況リストの提出はお済みですか？

協会けんぽより、事業主の皆様あてに5月末から6月末にかけて順次「被扶養者状況リスト」等を送付させていただいております。ご提出期限(7月末)が近づいているため、まだご提出(返送)されていない場合は、同リストに記載されている被扶養者の認定状況を確認のうえ、同封の返信用封筒にてリスト等のご提出(返送)をお願いいたします。

ご多忙の中、大変恐縮ではございますが、この再確認は**保険料負担の軽減につながる大変重要な事務**です。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(※)インターネットで被扶養者データをダウンロードされる事業主様で、被扶養者状況リストの郵送を不要とされた場合や、対象となる被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストの送付はいたしておりません。

### 対象者

協会管掌健康保険の被扶養者(ただし次の被扶養者を除きます)

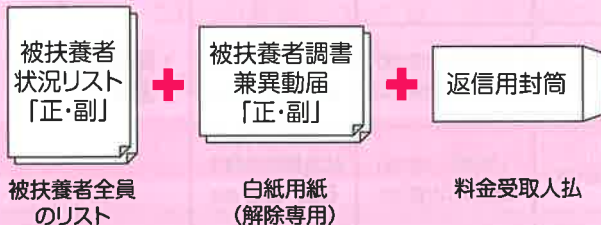
- ①平成24年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②平成24年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

※全ての被扶養者の方が上記①または②に該当する場合、事業所様あてに「被扶養者状況リスト」は送付しておりません

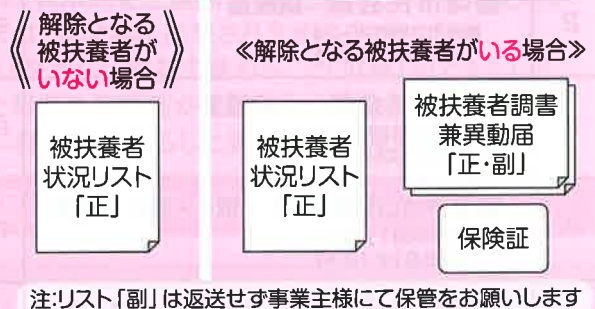
### 提出期限

平成24年7月31日(火)

### 協会けんぽからの送付物



### 事業主様における再確認後、返送いただく物



解除となる被扶養者がいる場合は、同封の「被扶養者調書兼異動届(解除用)」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出をお願いいたします。

再確認方法やリストの記入方法につきましては、お送りしているリーフレットをご覧ください。

### 【過去の実施結果】

(平成22年度) 被扶養者から除かれた人：8.7万人(平成22年9月末現在)

解除による効果：40億円程度が見込まれる。(高齢者医療制度への負担)

(平成23年度) 東日本大震災の影響により実施見送り

## 生活習慣病予防健診について



生活習慣病予防健診のお申込みについて西脇市立西脇病院が健診予定人数に達したため予約を締め切りました。

なお、前回配付いたしました「社会保険ひょうご5月号」の5頁で生活習慣病予防健診のお申込みについて豊岡市の「公立豊岡病院日高医療センターが健診予定人数に達したため予約を締め切りました」と紹介すべきところを「公立豊岡病院が健診予定人数に達したため予約を締め切りました」と間違えて紹介いたしました。

ここにお詫びとともに訂正させていただきます。



# 協会だより「社会保険実務講習会」

## 「社会保険実務講習会」にご参加を!

9月の社会保険実務講習会は新規適用事業所・新任事務担当者を対象として開催を予定しております。  
下記の要領で実施いたしますのでぜひご参加ください。

- 参加費 無料
- 応募締切 8月8日(水)必着
- 募集方法 受講希望の方は、締め切り日までに申込書(コピー可)に必要事項をご記入いただき、下記宛先までお申込みください。  
後日、応募結果等について通知いたしますので、必ず返信用封筒に宛先ご記入の上、80円切手を貼って同封してください。  
応募者多数の場合は抽選とします。  
【会費納入がない場合の参加者については3,000円(実費程度)が必要です。】  
【受講申込時に協会費の納入を希望され納入された場合、参加費は不要です。講習会参加申込書の協会費納入希望欄\*に○印をご記入ください。】

### 実務講習会スケジュール

| 会場番号 | 会場・住所・TEL  | 開催日      | 開催時間                       | 講師                   | 内容            |
|------|--|----------|----------------------------|----------------------|---------------|
| 1    | 姫路市市民会館 中ホール<br>姫路市総社本町112番地<br>079-284-2800           | 9月11日(火) | 13:30~16:30<br>(受付は15分前から) | 社会保険労務士<br>清水 賀奈子 先生 | ・健康保険給付<br>全般 |
| 2    | 豊岡市民会館 講座室<br>豊岡市立野町20-34<br>0796-23-0255              | 9月13日(木) | 13:30~16:30<br>(受付は15分前から) | 社会保険労務士<br>宇谷 清 先生   |               |
| 3    | 西宮市民会館 大会議室<br>西宮市六湊寺町10-11<br>0798-33-3111            | 9月14日(金) | 13:30~16:30<br>(受付は15分前から) | 社会保険労務士<br>畑中 美和 先生  |               |
| 4    | 明石市立市民会館 第1・第2会議室<br>明石市中崎1丁目3-1<br>078-912-1234       | 9月19日(水) | 13:30~16:30<br>(受付は15分前から) | 社会保険労務士<br>石田 信隆 先生  |               |
| 5    | 兵庫県中央労働センター 大ホール<br>神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>078-341-2271 | 9月24日(月) | 13:30~16:30<br>(受付は15分前から) | 社会保険労務士<br>中村 智代美 先生 |               |

※専用駐車場(無料駐車場)を完備していない会場、駐車台数に制限がある会場等がありますのでご来場の際には、公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

申込・  
問い合わせ先

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26

一般財団法人兵庫県社会保険協会 講習会係 電話 078-393-0211



### 講習会参加申込書 (2名まで参加可)

|                   |           |   |                |
|-------------------|-----------|---|----------------|
| (ふりがな)<br>参加者氏名   | ①         | ② | 連絡先電話番号        |
|                   |           |   |                |
| 事業所名              |           |   | 事業所整理記号        |
| 所在地               |           |   | 平成24年度協会費納入年月日 |
|                   |           |   | 年 月 日          |
| 参加会場<br>希望会場番号に○印 | 1・2・3・4・5 |   | *協会費           |
|                   |           |   | 納入希望           |

※上記情報は、申込・受付事務および応募結果発送以外に使用いたしません。

# 社会保険ボウリング大会参加者募集中!

## 社会保険ボウリング大会開催について

今回の募集は2支部で、被保険者の皆様の体育活動を奨励し、健康の保持増進を図ることを目的として、恒例のボウリング大会を下記のとおり開催いたしますので、奮ってご参加ください。



### 明石支部

明石年金事務所管内の事業所……定員12チーム(36名)1事業所2チームを限度  
兵庫県社会保険協会明石支部主催 第20回社会保険ボウリング大会

◇日時 平成24年10月5日(金) 集合 午後6時30分 開始 午後7時00分

◇場所 明石フタバボウル【明石市大明石町】 電話 078-912-2801

◇参加金 1チーム4,500円(3ゲーム)

### 須磨支部

須磨年金事務所管内の事業所……定員30チーム(90名)1事業所3チームを限度  
兵庫県社会保険協会須磨支部主催 第50回社会保険ボウリング大会

◇日時 平成24年10月26日(金) 集合 午後6時00分 開始 午後6時30分

◇場所 フェニックスボウル【神戸市長田区菅原通】 電話 078-511-5678

◇参加金 1チーム4,500円(3ゲーム)

下記の競技方法、表彰、留意事項については両支部共通の要領となっています。

#### ●競技方法

- ①1チーム3名で編成し、1人3ゲームの投球を行いトータルスコアの合計点で団体戦の順位を決定する。また、この時に個人戦の得点も兼ねる。
- ②ハンデは、女子1ゲームにつき20点、3ゲームで合計60点とする。
- ③大会当日3名そろわなかったチームは、個人戦のみの参加とする。

#### ●表彰【参加チーム・参加人数により変更することがあります】

- ①団体の部 優勝、準優勝、第3位、BB賞
- ②個人の部 優勝、準優勝、第3位、飛び賞、BB賞
- ③参加者全員に参加賞

#### ●留意事項

- ①申込みは、右記の様式で平成24年8月31日(金)までに〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-9-26 (一財)兵庫県社会保険協会事業係 宛 **参加金(ゲーム代相当)と一緒に現金書留で送付**してください。
- ②受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- ③直前で参加を取り消された場合は、参加金をお返しできない場合があります。
- ④貸し靴は自己負担をお願いします。

### 第 回社会保険ボウリング大会申込書

| チ<br>ム | 事業所整理記号<br>及び<br>被保険者番号 | (ふりがな)<br>被保険者氏名 | 被保険者<br>資格取得<br>年 月 日 | 性 別 | 備 考 |
|--------|-------------------------|------------------|-----------------------|-----|-----|
| A      | -----                   | -----            | S<br>H . .            | 男   |     |
|        | -----                   | -----            | H . .                 | 女   |     |
|        | -----                   | -----            | S<br>H . .            | 男   |     |
| B      | -----                   | -----            | S<br>H . .            | 男   |     |
|        | -----                   | -----            | H . .                 | 女   |     |
|        | -----                   | -----            | S<br>H . .            | 男   |     |
| C      | -----                   | -----            | S<br>H . .            | 男   |     |
|        | -----                   | -----            | H . .                 | 女   |     |
|        | -----                   | -----            | S<br>H . .            | 男   |     |

上記のとおり申し込みます。  
平成 年 月 日  
兵庫県社会保険協会 支部長 様  
平成24年度協会費  
納入年月日 年 月 日  
事業所所在地 〒 -  
事業所名称 (印)  
申込責任者氏名  
電話番号

★原則、上記申込書記載順の投球順となります。

# 社会保険実務図書のご案内

平成  
24年  
度版

## 社会保険のてびき

A5判 544頁／  
定価2,100円(本体2,000円+税)

- ◆健康保険・厚生年金保険を中心に社会保険のしくみと給付を詳しく、初心者でもわかるように解説した入門書です。
- ◆健康保険の給付と年金給付(老齢給付・障害給付・遺族給付)をていねいに解説しました。

●特別割引価格 1,890円(税込)

●送料特別価格 350円(税込)

※必要事項をご記入のうえ、9月30日までに  
兵庫県社会保険協会までファックスにてお申し込みください。

**FAX 078-393-0411**

※9月30日を過ぎての申込は定価販売、送料実費(420円)となりますのでご注意ください。



### 社会保険のてびき 申込書 <コピー可>

|        |       |   |   |          |       |   |   |
|--------|-------|---|---|----------|-------|---|---|
| 申込日    | 平成24年 | 月 | 日 | 協会費納入年月日 | 平成24年 | 月 | 日 |
| 事業所名称  |       |   |   | ご担当者     |       |   |   |
| 事業所所在地 | 〒     | - |   | 申込部数     |       |   |   |
| 電話番号   | -     | - |   |          | 部     |   |   |

※この申込書にご記入いただきました個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

協会受付 No.

私も加入しています!

貴地谷しほり

### 今と未来に確かなメリット

# 兵庫県国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です

**自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能です。**

1口目としてA型、2口目にI型を1口加入した場合

35歳(標準年齢)に加入の男性の場合

|                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| 掛金額                     | 受取額                             |
| 60歳までお支払い<br>月額 16,025円 | 60歳~65歳 月額 3万円<br>65歳~終身 月額 2万円 |

※加入中、賞与や《繰上納付》に依存される場合、ご満期に達第一回金が変動いたします

35歳(標準年齢)に加入の女性の場合

|                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| 掛金額                     | 受取額                             |
| 60歳までお支払い<br>月額 17,885円 | 60歳~65歳 月額 3万円<br>65歳~終身 月額 2万円 |

※加入中、賞与や《繰上納付》に依存される場合、ご満期に達第一回金が変動いたします

資料請求・ご相談・お問い合わせは  
**お気軽に今すぐこちらへ!**

0120-65-4192

[月~金] 9:00~17:30

●詳しい情報はホームページでもご覧いただけます。  
**兵庫県国民年金基金**